

## 担当技術者の設置について

愛媛県が発注する工事において、工事請負契約約款第10条で規定されている担当技術者を設置する場合は、担当技術者となる者に国家資格や実務経験は求めませんが、受注者との直接的な雇用関係を求めることとしています。

担当技術者：現場代理人、主任（監理）技術者、専門技術者以外の者で、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐し、当該工事に専任する技術者。

なお、担当技術者は、下記に掲げる期間を除き、当該工事のみに専任するものとし、また、本工事及び他工事の現場代理人、主任（監理）技術者、専門技術者若しくは担当技術者又は営業所の専任技術者との兼任はできません。ただし、作業期間中、常に工事現場へ滞在する必要はないものとします。

### ○専任を不要とする期間

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- 2 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- 4 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

## **担当技術者を設置するときは……**

担当技術者を設置する場合は、設置する担当技術者に、**契約日（途中で設置する場合は当該設置を通知する日）の前日以前に受注者と直接的な雇用関係がある**ことが必要です。発注者への通知の際に当該事項について確認を行いますので、所定の様式に**雇用関係を証明できる資料を添えて**監督員まで提出してください。